

職場積立NISA拡大の可能性は高い

～職場積立NISAは、9兆円のDC、16兆円の財形、5兆円の持株を補完出来る～

商品企画部 松尾 健治

窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

職場積立 NISA は都銀・信託・証券会社を中心に拡大中で、大手地銀が急追中

職場積立 NISA の最新動向を見る。まず最も新しい所では 2016 年 2 月 29 日付ニッキン投信情報である。

「NISA 口座数と売れ筋ファンド(2015 年 12 月末)」と言う見出しで「NISA 口座数合計、9 月末比 4.2%増の 254.4 万口座。地域銀で最も NISA 口座数が多いのは 9 万 5595 口座の福岡銀だった。」とあって、その最後の方に「職場積立 NISA の実施状況(2015 年 12 月末)」があり、そこに、次の通り出ていた。ここにはごく一部の引用に留めてあるので、ぜひオリジナルの有用な情報を見てほしい(URL は後述[参考ホームページ])。

「15 年 12 月末時点で『実施している』と回答があったのは三菱 UFJ 信託銀、常陽銀、広島銀の 3 行。12 月末の契約企業数は三菱 UFJ 信託銀が 10 社、広島銀が 52 社。契約口座数は三菱 UFJ 信託銀が 1080 口座、広島銀が 84 口座となっている。常陽銀は 16 年 1 月中旬に契約企業数が 900 社を超え、水戸市とも職場積立 NISA 契約を締結。地方公共団体もターゲットに推進する。『実施予定』としたのは、八十二銀(16 年 4 月開始予定)、中国銀の 2 行。このうち、中国銀は 2 月から職場積立 NISA サービスの提供を開始した。『検討中』と回答したのはりそな銀、地銀 17 行、第二地銀 5 行、6 信金の 29 機関にとどまり、過半の金融機関は『実施していない』との回答だった。」――。



職場積立NISAの実施状況

2015年12月末時点

実施している	都銀・信託など: 三菱UFJ信託、地銀: 常陽、広島	
実施予定 (実施予定年月)	地銀: 八十二(16年4月～)、中国(16年2月から実施)	
検討中	都銀・信託など	りそな
	地銀	北都、岩手、七十七、東邦、千葉、東京都民、横浜、三重、百五、近畿大阪、南都、阿波、四国、福岡、筑邦、十八、肥後
	第二地銀	大東、みなと、徳島、愛媛、沖縄海邦
	信金	のと共栄、大垣西濃、長浜、日本海、おかやま、西中国

(出所: 2016年2月29日付ニッキン投信情報)

上記ニッキン投信情報によると、職場積立 NISA を実施している金融機関は 3 行、実施予定の金融機関は 2 行、検討中の金融機関が 29 機関、そして、金融機関の過半数は実施していない事となっている。尚、この調査結果には証券会社が含まれておらず、都銀・信託についても限られた所だけで(*回答のあった金融機関のみで)、基本的に地銀・信金を対象とした調査である。

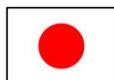
2015 年 12 月 3 日付日本経済新聞電子版にあった「『職場積立 NISA』のサービスを提供する金融機関が増えていく。…(略)…。これまで、みずほ銀行や野村証券など大手金融機関が手掛けるケースが多かったが、常陽銀行が 10 月 14 日から職場積立 NISA の業務に参入。導入企業数は 11 月末で 200 社を超えた。…(略)…。地銀は職場積立 NISA への取り組みは遅れ気味だったが、常陽銀行などの実績が刺激となり、関東や中国地方の大手地銀が同サービスの開発を急ピッチで進めている。」(URL は後述[参考ホームページ])通り、**職場積立 NISA は都銀・信託・証券会社を中心に拡大中で、大手地銀が急追中**と言う事である。

ニッキン投信情報と同じ日本金融通信社が発行している日本最大の金融総合専門紙のニッキンにも「銀行を中心に『職場積立 NISA』の取り扱いが広がり、ジュニア NISA を契機とした金融リテラシー向上を支援する動きも本格化。」(2016 年 1 月 29 日付ニッキン～URL は後述[参考ホームページ])とある。

2015 年 11 月 6 日付日刊工業新聞には「野村証券は、現在中堅・中小企業をメインにサービス提供している『職場積立 NISA』を大企業にも展開する。…(略)…。現在の導入企業数は 35 社だが、2016 年 3 月までに 50 社へと引き上げを目指す。」(URL は後述[参考ホームページ])とあり、2015 年 10 月 19 日付日本経済新聞朝刊には「みずほ銀行が企業を通じた少額投資非課税制度(NISA)の普及に力を入れている。電通やヤマトホールディングス、日本電産など約 170 社に対し、職場単位で口座を開いたり、投資教育を受けたりする『職場積立 NISA』を導入した。」(URL は後述[参考ホームページ])とある通りである。

職場積立 NISA の意味とそれに関するガイドライン・フロー図(例)

職場積立 NISA とは、確定拠出年金(DC)や財形(財形貯蓄)、持株(従業員持株会)の様に、「企業が、従業員の資産形成を支援する福利厚生の一環として、給与振込みに際して NISA 掛け金の天引き等を行うもの」(金融庁)だ。法的(税制的)には 2014 年から可能で、当初は「天引き NISA」、「職域 NISA」と呼ばれていた。NISA 推進・連絡協議会(事務局: 日本証券業協会)が 2014 年 12 月 12 日に名称を正式に「職場積立 NISA」とし、「職場積立 NISA に関するガイドライン」を公表した(下記参照、URL は後述[参考ホームページ])。



—— 下線の太文字部分は金融機関にとってハードルとされているもの。

職場積立NISA 概要(下記は下線等を含めて当社商品企画部で要点を分かりやすくまとめたもの)

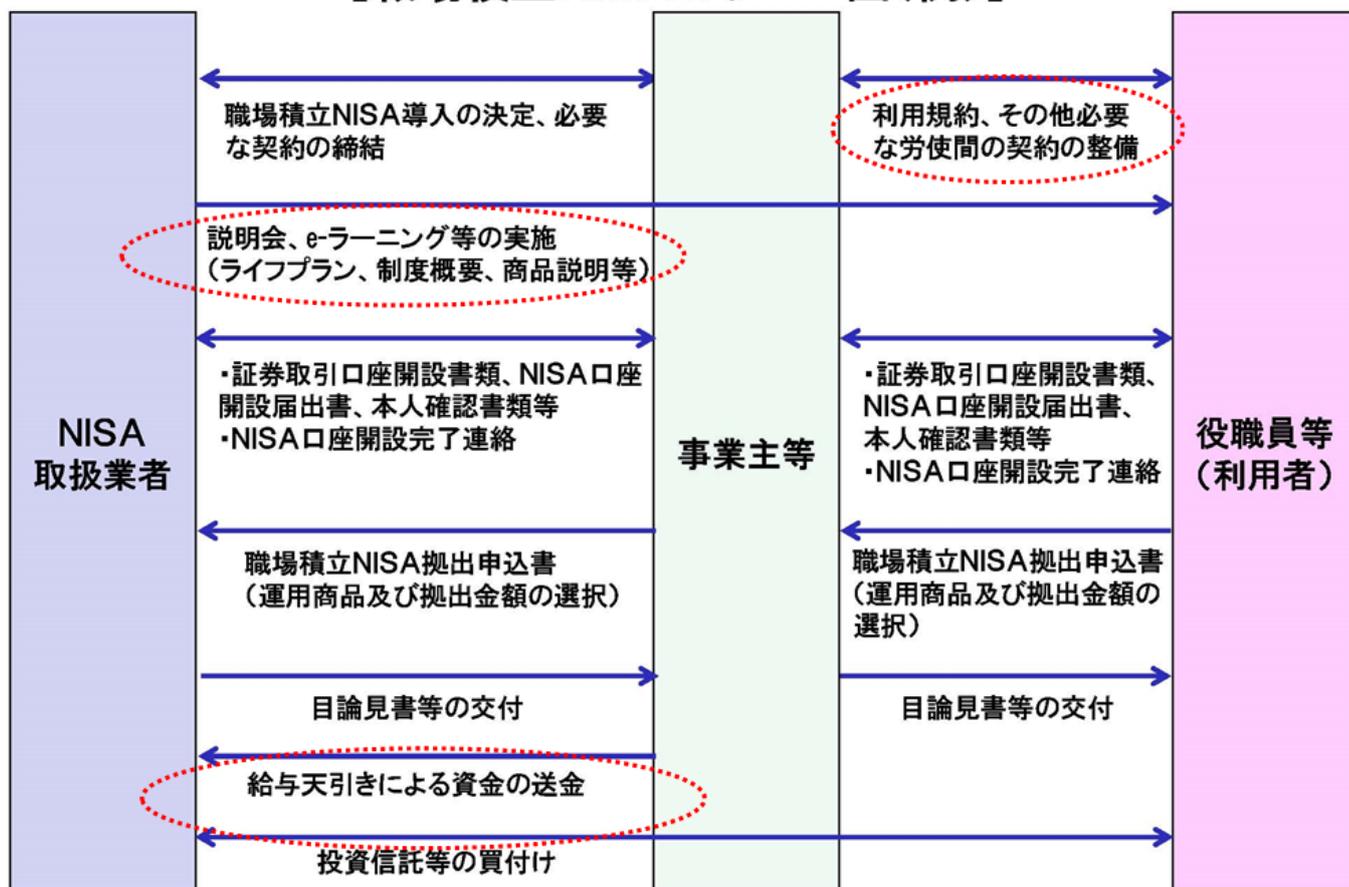
仕組み	原則、給与及び賞与等からの天引きにより定時定額で、NISA口座を利用して株式や投資信託等に投資する。
目的	職場の福利厚生。
投資・拠出	①定時定額の積み立て方式(ドルコスト平均法)が望まれる。 ② 基本、給与及び賞与から天引き 。ただし、証券口座・預貯金口座からの引き落としも可。 ③企業(事業主)等による奨励金の付与も可。
職場積立NISAを企業等に提供する金融機関の責務等	金融商品取引法、日本証券業協会の自主規制等の法令諸規則等を遵守する。
事務	①定時定額の積み立て方式等による拠出に係る手続き・取引を行う ②適切な商品選定を行う ③ 従業員へ、十分かつ適切な投資教育・投資アドバイスを行う (リスクの確認、法令諸規則や税制、市場環境急変等の際に適時適切な情報提供を含む) ④非課税枠の管理を行う体制 ⑤金商法上の契約締結前交付書面の交付義務や目論見書の交付義務等
職場積立NISAで提供される商品の選定	①商品性・リスク度合の異なる金融商品を3つ以上。 ②長期・分散投資型の金融商品を1つ以上(従業員のリスク許容度や資産形成目的に十分配慮)。 ③金融商品を選定する際に、事業主等や従業員の意向を参考にすることが望ましい。
従業員に対する金融・投資教育の提供	商品説明にとどまらず、NISAの概要を含む税制や資産形成の目的、分散投資・長期投資の効果等。投資申込前まで(必須)及び継続的に。
投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘	外務員登録を受けている者が行う。
その他	金融機関は、企業等へ職場積立NISAにおける取引に係る情報を提供。 職場積立NISAの導入・運用に対して、金融機関から企業等への利益供与を禁止。

(出所: 職場積立NISAに関するガイドライン(平成26年12月12日公表)より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)



…金融機関にとってハードルとされているもの。「労働組合との協議が必要なためハードルが高い。」(2015年10月19日付日本経済新聞朝刊)、「金融機関は、システム投資に加え、対象企業職員への投資教育などが負担となる。職域専用Webサイトなどを活用した効率的な運営が難しい金融機関にとっては、ハードルがかなり高い業務となっている。」(2016年2月29日付ニッキン投信情報)。

【職場積立NISAのフロー図(例)】



(注1)書類の交付・受入は、事業主等を介さず、NISA取扱業者と役職員との間で直接行うことも考えられる。

(注2)給与及び賞与から天引きの方法による拠出のほか、役職員等の証券口座、預貯金口座からの引き落としの方法による拠出も考えられる。

(出所: NISA推進・連絡協議会「職場積立NISAのフロー図(例)」(平成27年4月9日公表))

職場積立 NISA の金融機関にとってのメリット(とハードルと打開策)

職場積立 NISA だが、金融機関にとってのメリットとしては、「手間とコストばかりがかかる」と言う従来の NISA に対し(2013年10月16日付日経電子版～URLは後述[参考ホームページ])、社員向け説明会等で効率的な対応が出来る事がある。また、「現役世代は忙しく、銀行にはなかなか足を運ばない。セミナーを通じた接点は絶好の機会」(2015年1月26日付週刊金融財政事情～URLは後述[参考ホームページ])と言う事もあろう。

さらに、確定拠出年金(DC)と違い、投資アドバイスを提供出来る事もある(*DCについては後述)。加えて、「野村資本市場研究所の推計によると、相続に関わるビジネスの“起点”となる相続資産の規模は既に年間50兆円に達し、2013年から2030年までだけで推計1000兆円」(2015年2月2日付日経ビジネス～URLは後述[参考ホームページ])とされる中、相続資産を受け継ぐ事となる資産形成層へのアプローチが急務で、「(新規顧客の開拓の)切り札の一つとして期待される」(2016年1月25日付週刊金融財政事情～URLは後述[参考ホームページ])のだ。会社の福利厚生制度で多くを占めてきた一般財形貯蓄(一般財形)から最大数兆円近くがシフトする期待もある(*財形については後述)。

職場積立 NISA の金融機関にとってのメリット:

- ①「手間とコストばかりがかかる」と言う従来の NISA に対し、社員向け説明会等で効率的な対応が出来る事。
- ②現役世代は忙しく、銀行にはなかなか足を運べない為、セミナーを通じた接点は絶好の機会になる事。
- ③確定拠出年金(DC)と違い、投資アドバイスを提供出来る事。
- ④年間 50 兆円に達する相続資産を受ける資産形成層へのアプローチとして切り札の一つと期待される事。
- ⑤会社の福利厚生制度で多くを占める一般財形から最大数兆円近くがシフトする期待がある事。

ただ、「労働組合との協議が必要なためハードルが高い。」(2015年10月19日付日本経済新聞朝刊～URLは後述[参考ホームページ])、「金融機関は、システム投資に加え、対象企業職員への投資教育などが負担となる。職域専用 Web サイトなどを活用した効率的な運営が難しい金融機関にとっては、ハードルがかなり高い業務となっている。」(2016年2月29日付ニッキン投信情報～URLは後述[参考ホームページ])と言ったハードルもあり、躊躇する金融機関も多い。



天引きについては、労働基準法により、労働者の過半数からなる労働組合(*無い場合は労働者過半数を代表する者)との書面による協定がある場合に出来る事などとなっている(労働基準法～URLは後述[参考ホームページ])。また、既に天引きによって投信を定期定額で買い付けるシステム・商品のある野村証券やみずほ銀行などの金融機関で無ければ、給与明細記載などシステム開発等で企業の負担となる為、時間や手間がかかる。投資教育についても、「職場積立 NISA に関するガイドライン」により、金融機関に利用者への金融・投資教育の実施が義務付けられている為、やはり時間と手間がかかる。こうしたハードルにより「地銀は職場積立 NISA への取り組みは遅れ気味」(2015年12月3日付日本経済新聞電子版～URLは後述[参考ホームページ])となっていた。

だが、まず天引きのハードルは、給与や賞与の支払い後の口座引落とし方式で回避される。「職場積立 NISA に関するガイドライン」では、給与及び賞与から天引きの方法による拠出を原則としつつ、役職員等の証券口座、預貯金口座からの引き落としにより拠出する事も可能としている(URLは後述[参考ホームページ])。現在、「追加的なシステム投資の必要性や労使交渉のわずらわしさなどから、『給与天引き方式』が導入先に敬遠されるなか、広島銀行が15年6月に『口座引落とし方式』を推進すると、地銀や証券など他の金融機関も追随。導入実績も徐々に積み上がっている。」(2016年1月25日付週刊金融財政事情～URLは後述[参考ホームページ])となっている。投資教育については、まずは投資教育からと言うのは当然と考えられるし、新規顧客の多い資産形成層と長期の信頼関係を築けられると考えればメリットとなる。そして、確定拠出年金(DC)では出来なかった投資アドバイスが出来る(*DCについては後述)。「職場積立 NISA に係る実務上の取扱い(Q&A)」には DC との重複部分は省略も可能となっているので効率が良いと思われる(URLは後述[参考ホームページ])。

もちろんビジネスとしての採算性もあろう。そこは職域専用 Web サイトに加え、それこそ、最近、急速に注目されているロボアドバイザーなどを活用した効率的な運営方法で打開してほしいものである(ロボアドバイザー…2014年10月27日付日本版 ISA の道 その 77～URLは後述[参考ホームページ])。「野村証券は、現在中堅・中小企業をメインにサービス提供している『職場積み立て NISA』を大企業にも展開する。…(略)…。事業所が全国に分散する大企業でも、職場積み立て NISA に必要な投資教育を行えるように専用 DVD を制作した。」(2015年11月6日付日刊工業新聞～URLは後述[参考ホームページ])としている例もある。

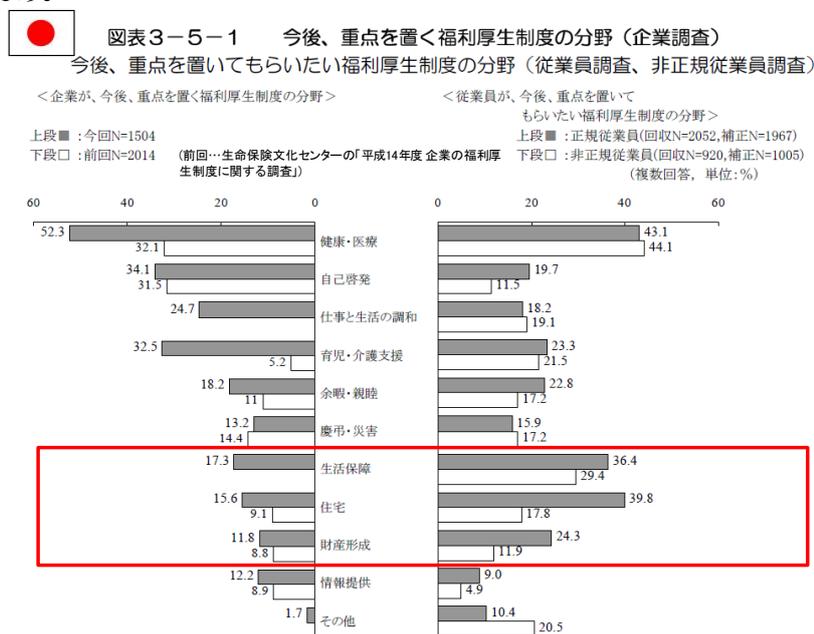
職場積立 NISA の社員及び企業にとってのメリット

職場積立 NISA は 2014 年 3 月の殺虫剤大手フマキラー(金融機関…みずほ銀行)が皮切りとされるが(2014 年 4 月 17 日付日経電子版～URL は後述[参考ホームページ])、このフマキラーがいち早く契約した理由として、「(工場近隣には金融機関や証券会社の支店が少なく)給与天引き方式なら従業員は店舗に行かずに投信が購入でき、**メリットがある**」(同)と言う事があった。他に、社員にとってのメリットとして「**企業の間では運用成績に応じて年金額が変わる企業型確定拠出年金の普及が進んでいる。ただ確定拠出年金は 60 歳まで原則引き出せないなどの制限がある。職場積立 NISA はこうした制限がないほか、社員が自社株を購入する従業員持ち株会制度より運用の自由度が高い点も魅力とされる。**」(2015 年 9 月 24 日付日本経済新聞朝刊～URL は後述[参考ホームページ])、*DC 及び持株については後述)、先述通り、「**投資教育セミナーといったサービスも受けられ、投資経験が浅くても投資しやすくなる。**」(2015 年 9 月 24 日付日本経済新聞朝刊～URL は後述[参考ホームページ])、「**働いている企業が金融機関や投信を選択してくれる安心感・容易さもある**」(2014 年 8 月 25 日付日本版 ISA の道 その 68～URL は後述[参考ホームページ])などがある。

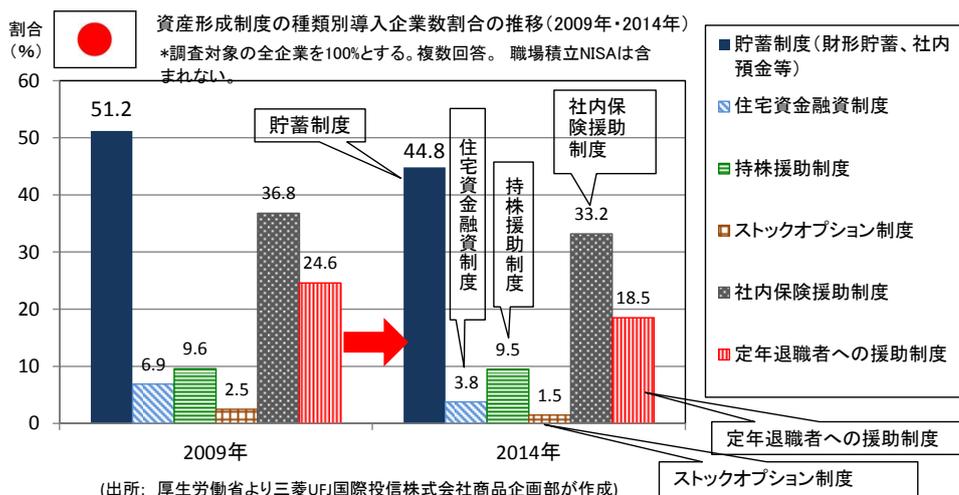
職場積立 NISA の社員にとってのメリット:

- ①勤務地に金融機関や証券会社の支店が少ない場合、従業員は店舗に行かずに投信が購入出来る事。
- ②普及が進む企業型 DC は 60 歳まで原則引き出せないなどの制限があるが、こうした制限が無い事。
- ③従業員持ち株会制度より運用の自由度が高い事。
- ④社員が投資教育セミナーといったサービスも受けられ、投資経験が浅くても投資しやすくなる事。
- ⑤働いている企業が金融機関や投信を選択してくれる安心感・容易さがある事。
- ⑥会社の福利厚生制度で大きなシェアを占める一般財形)に比べ税制メリットが大きい事。

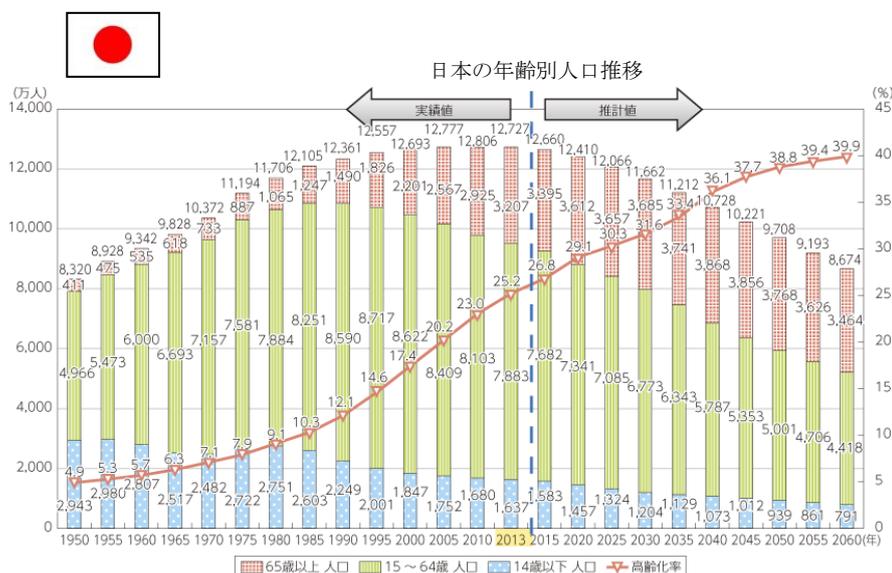
以上のメリットの最後に書いたが、会社の福利厚生制度で大きなシェアを占める一般財形貯蓄(一般財形)に比べ職場積立 NISA は税制メリットが大きい(*財形については後述)。社員と企業を対象にした「今後、重点を置く/置いてもらいたい福利厚生制度の分野」と言う調査において、社員側の回答が多かったのが「住宅」、「生活保障(企業年金等)」、「財産形成」で、それも増加していた(明治安田生活福祉研究所～URL は後述[参考ホームページ])。企業が思う以上に、社員は「住宅」、「生活保障(企業年金等)」、「財産形成」について不安を抱いており、福利厚生を求めていると言えよう。



こうした社員の福利厚生制度拡充により、「社員の定着性が高まり、優秀な人材が確保出来る」のは企業にとってメリットである。この様な中、「生活保障(企業年金等)」や「財産形成」に深く関わる資産形成制度はあまり進んでおらず、最も多い貯蓄制度(*財形貯蓄制度や社内預金)を中心に減少傾向にさえあるのだ(下記参照、厚生労働省～URLは後述[参考ホームページ])。これらの運用は預貯金が普通であり、この超低金利で(マイナス金利政策で)、今後さらに減少しそうである。これを補完するものとして確定拠出年金(DC)、そして職場積立 NISA が最適と思われる。加えて、2014年4月から厚年基金解散が加速しており(後述)、ますます社員の将来への不安は強くなり(後述)、企業による資産形成制度の充実が極めて重要となっている。



福利厚生制度による社員の定着性向上や優秀な人材確保は今後、企業にとって一層重要となろう。現在、日本は、世界に例の無い急激な少子高齢化が進み、労働者はどんどん減少している(下記グラフ参照、総務省～URLは後述[参考ホームページ])。一方で、世界的なデフレ圧力が強いまま、大幅賃上げもままならない中、超低金利で(マイナス金利政策で)、年金がますます運用難に陥っており、厚生年金基金の解散が加速している。2015年度は1月末までで厚生年金基金の解散件数が113件と、過去最高を更新している。この様な中、確定拠出年金(DC)、そして職場積立 NISA を使った福利厚生の拡充は企業にとって大きなメリットと言える。



職場積立 NISA の企業にとってのメリット:

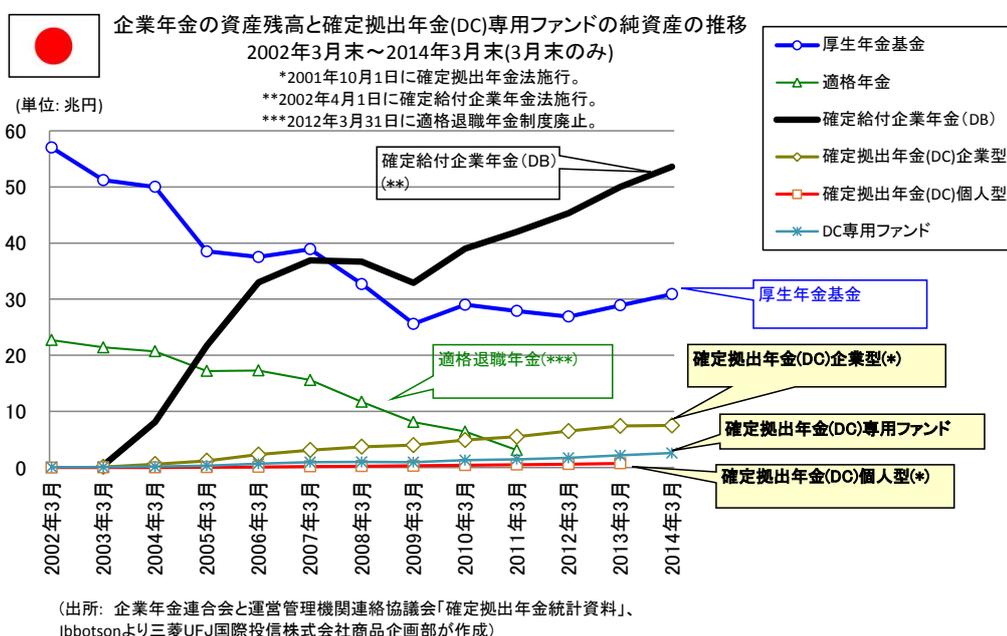
- ①社員の福利厚生制度拡充により、社員の定着性が高まり、優秀な人材が確保出来る事。
- ②企業の資産形成制度において最も多い貯蓄制度等が減少傾向にあり、補完するものが必要な事。
- ③貯蓄制度の運用は預貯金が普通で、この超低金利で(マイナス金利政策で)、今後さらに減少しそうな事。
- ④厚年基金解散が加速、社員の将来への不安は強くなり、資産形成制度の充実が極めて重要となっている事。
- ⑤解散厚生年基金からのシフトが多い DB は企業の積立不足責任を負うが、DC と同様、それが無い事(後述)。
- ⑥DC は 60 歳まで原則引き出せないなどの制限、投資アドバイスが無いほか、金額も制限がある事(後述)。
- ⑦世界に例の無い急激な少子高齢化が進み、労働者がどんどん減少、福利厚生が長期的に一層重要となる事。

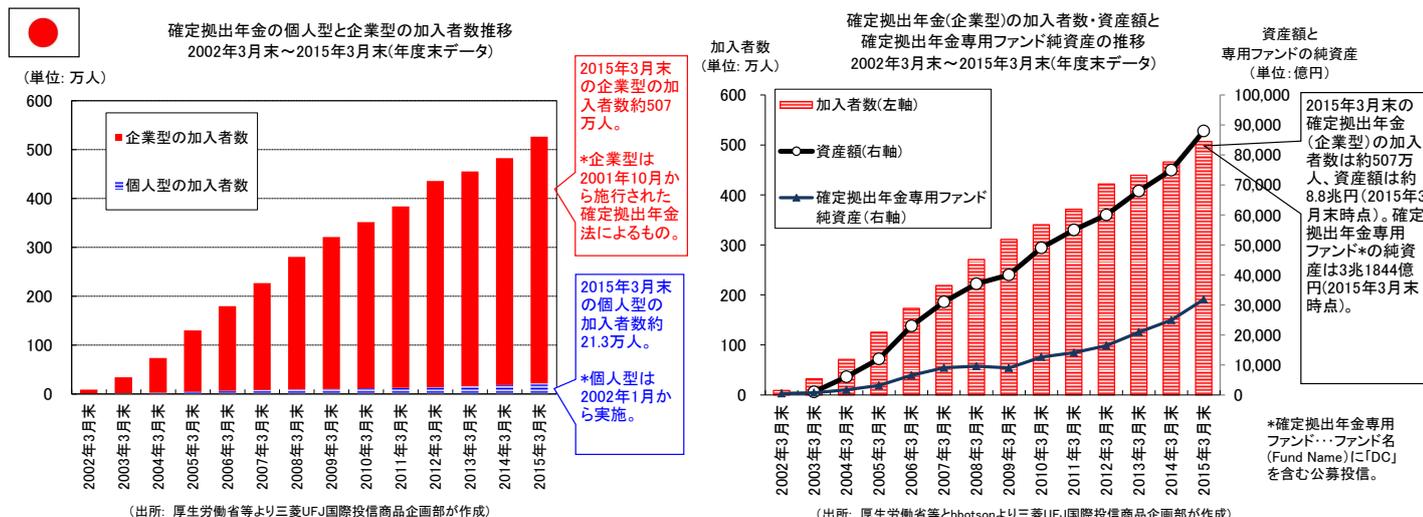
職場積立 NISA は、9 兆円の確定拠出年金(DC)を補完出来る

拡充が期待される資産形成制度として企業型の確定拠出年金(DC)がある。企業型 DC は大幅増加中で、2015 年 3 月末で運用資産は約 9 兆円ある(次頁上段のグラフ参照)。これは 2014 年 4 月から厚年基金解散の代行部分で損失を抱える基金の 5 年以内の解散が義務付けられ、解散後の分割納付も認められて、解散加速要因となっている事が背景にある。

もちろん、こうした場合、企業型 DC よりも、確定給付企業年金(DB)が選択される傾向がある。DB は年金の受取り見込み額がわかりやすく資産運用に気を使わずすむ為だ。しかしそれは会社にとって予定利率を達成出来なかった場合の積立不足責任を負う(さらにその積立不足の分割計上が 2014 年 3 月期決算以降難しくなった)。予定利率についても、超低金利で(マイナス金利政策で)、中長期国債にマイナスの利回りも出る中、会社にとっての負担は一層強くなる。

その為、これまでは確定給付企業年金(DB)に流れる資金が圧倒的に大きかったが、今後は米国など海外で起きている「DB から DC へ」の流れが日本でも起きそうである(2015 年 1 月 26 日付日本版 ISA の道 その 88~URL は後述[参考ホームページ])。尚、年金と言っても(積立であり)金額が小さいとは限らない事は覚えておきたい。厚年基金を解散して企業型 DC に資産を全部移換する場合、限度額は過去に遡る為、その移管額が大きくなる場合が多い。こうした解散厚生年基金からの一時的な資金が 2014 年 4 月以降、投信にも流入している。





ただこうして今後増える可能性の高いDCも60歳まで原則引き出せないなどの制限があるほか、金額にも制限がある(次頁テーブル参照)。この点、職場積立NISAはこうした制限が無い事に加え、非課税の中身はDCと違うものの、非課税メリットを享受出来る。NISAが範とする英国のISAでは「住宅資金など途中で使う可能性があるならISA、老後資金は確定拠出という使い分けが多い」(2013年6月10日付日本版ISAの道_その15~URLは後述[参考ホームページ])と言う。

つまり、職場積立NISAは確定拠出年金(DC)を補完出来るのである。尚、低迷する個人型DCが大きく増える可能性を持つDC改正法案が今年2016年において成立する見込みである(2015年11月16日付日本版ISA特別号~URLは後述[参考ホームページ])。「確定拠出年金(DC)制度始まって以来の大改正」とも言われる、この法律が成立すれば、個人型DCの対象が拡大するほか、企業型DCに中小企業(従業員100人以下)を対象にした「簡易型DC制度」が創設される見込みだ。

さらに、DCの運用方法が変わる予定でもある。「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」が現行の「一つ以上の元本確保型商品の提供(提示義務)」から「元本確保型商品を含めたリスクリターン特性の異なる運用商品から、三つ以上の運用商品が適切に加入者に提示」(*義務ではなく、加入者の意思が適切に反映される労使合意によるもの)になる見込みである。

現在、約6割を預貯金・生損保の「元本確保型」(*加入者の半数弱は利回りが1%以下)が占めるDCにおいて、超低金利で(マイナス金利政策で)、中長期国債にマイナスの利回りも出る中、資産の目減りリスクも高く、投信に向かう可能性は十分あると言える。DCと違って職場積立NISAは公募株式投信と上場株式から選ぶ事となる。もちろんだからこそ(DCでは出来ない)投資アドバイスが重要となるのだ(*DCは社員自身で選択する)。

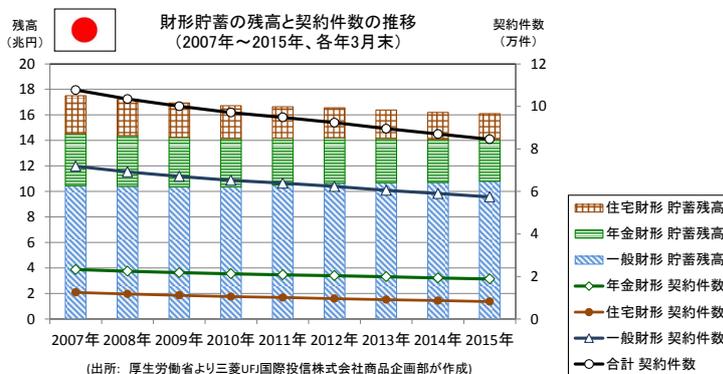
職場積立 NISA は 16 兆円の財形を補完出来る

職場積立 NISA は財形(財形貯蓄)も補完出来ると思われる。財形(財形貯蓄)には、①財形年金貯蓄(年金財形)、②財形住宅貯蓄(住宅財形)、③一般財形貯蓄(一般財形)がある。

①財形年金貯蓄(年金財形)と②財形住宅貯蓄(住宅財形)は利子等が NISA の様に非課税である。限度額は①と②を合わせて元利合計 550 万円だが、財形年金貯蓄のうち、保険などは払込額 385 万円だ。デメリットは各々、年金と住宅資金以外の目的で引き出すと、利子等に課税される事である。

③一般財形貯蓄(一般財形)は NISA と違い課税さ

れる。ただ、それにもかかわらず、契約件数は 575 万件で残高は 10 兆 8052 億円もある。財形貯蓄の契約件数は 2015 年 3 月末現在、845 万件で 16 兆 1117 億円(1 件当たり 191 万円)なので、一般財形が件数・残高で 7 割弱を占めている(=年金財形 188 万件/3 兆 2881 億円+住宅財形 82 万件/2 兆 184 億円+一般財形 575 万件/10 兆 8052 億円)。職場積立 NISA は一般財形貯蓄(一般財形)に比べ税制メリットが大きく、職場積立 NISA の普及次第であるが、最大数兆円近くのシフトが期待される。



日本の財形貯蓄、企業型DC、NISA

2016年3月8日

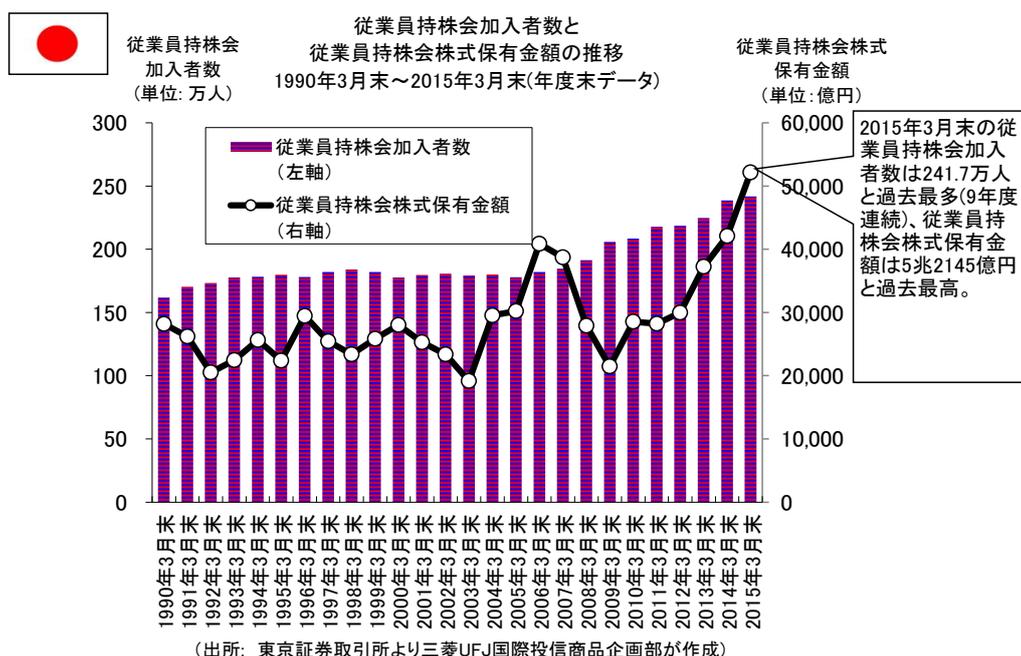
項目	財形貯蓄 (年金財形・住宅財形・一般財形貯蓄)	企業型DC (企業型401k)	NISA(少額投資非課税制度) (日本版ISA)
制度を利用可能な者	勤労者(事業主に雇用される人すべて) *年金財形・住宅財形は55歳未満(契約締結時)	企業型年金規約の承認を受けた企業の従業員(国民年金第2号被保険者)、60歳未満。	20歳以上の居住者等
非課税対象	預貯金等の利子等 *年金財形・住宅財形は拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税 *一般財形は利子等非課税増額なし(運用時課税) 貯蓄商品は以下からの選択(会社によって適用しない場合もある) 預貯金(定期預金・定期貯金など)、合同運用信託、有価証券(国債などの公社債・証券投資信託の受益証券・金融債・株式投資信託)、生命保険、生命共済、(郵便年金)、損害保険	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、受取時課税(非課税) (年金控除)	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税
非課税投資枠	年金財形と住宅財形の合計で元利550万円まで(生命保険等の財形年金貯蓄等については払込額385万円まで)	他に企業年金がない場合、 年66.0万円(月5.5万円) を上限。個人型DCにも加入する場合、年42万円に引下げ。他の企業年金がある場合、 年33.0万円(月2.75万円) を上限。個人型DCにも加入する場合、年18.6万円に引下げ。規約に定めれば、会社からの拠出に加えて個人の拠出も可能(マッチング拠出)個人の拠出額は会社拠出額と同額まで、かつ合算して上記限度額まで。毎月拠出が必要(ボーナス時のみの一括拠出は不可)*年単位化が2016年に成立見込み。拠出額の変更は年1回。規約に定めれば個人型DCへの加入も可能(マッチング拠出不可)。	新規投資額で年120万円(2015年分まで年100万円)ロールオーバーも可能 *累積非課税投資額600万円(2015年まで500万円)
投資可能期間	年金財形・住宅財形は5年以上、一般財形は3年以上	10年以上、60歳まで。規約に定めれば最大65歳まで引き上げ可(2014年1月以降)。60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61~65歳まで。	10年間(2014年~2023年)
非課税期間	財形年金貯蓄は、退職後も年金支払終了まで非課税。 一般財形は貯蓄開始から1年経過後、引き出し自由。年金財形は年金以外の引き出しは原則不可。年金目的以外の引き出しで(5年間遡り)利子等に課税。住宅財形は、いつでも可。ただし住宅の建設・購入・リフォーム以外の引き出しは、(5年間遡り)利子等に課税。	給付時まで(特別法人税課税実施時まで) 原則60歳まで途中で引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61~65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	投資した年から最長5年間 自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドのスイッチング不可。
損益通算	原則不可	不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	年金財形・住宅財形はそれぞれ一人一契約、一般財形は一人複数契約が可	一人一口座	一人一口座。毎年金融機関の変更可(2015年1月から)。
導入時期	1972年に一般財形、1982年に年金財形、1988年に住宅財形が導入	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *2012年1月からマッチング拠出の開始	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)
加入者数	契約件数は845万件、貯蓄残高16兆1117億円(2015年3月末現在)	約507万人/日本の全労働力人口に対する比率7.7%(2015年3月末現在)	921万人/20歳以上人口の8.8%(2015年6月末現在)

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会・国税庁等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

職場積立 NISA は 5 兆円の持株(従業員持株会)も補完出来る

職場積立 NISA は持株(従業員持株会)も補完出来る。「(職場積立 NISA は)従業員持ち株会制度より運用自由度が高い点が評価されている。」(2015 年 11 月 6 日付日刊工業新聞～URL は後述[参考ホームページ])と言う。

2015 年 3 月末の従業員持株会の加入者数は 241.7 万人と過去最多で(9 年度連続)、株式保有金額は 5 兆 2145 億円と過去最高となっている(東証「2014 年度 従業員持株会状況調査結果」…URL は後述[参考ホームページ])。持株は企業にとって株主安定化に寄与するメリットが大きいほか、社員が株式投資を始めるきっかけにもなる。さらに持株は複数の選択が必要な DC と違い、自社株だけでリスクもリターンもわかりやすいと言う。ただし、それは分散等のリスクがあるとも言える事でもある。その意味で、運用自由度が高く、投信を使う職場積立 NISA であれば分散もされており、持株を十分に補完出来るし、社員の為にその選択肢があった方が良いと思われる。



ただ、持株は民法上の任意組合である事が多く、持株会理事長名義の組合口座が自社株を購入する為、税制優遇が無い。NISA にも移管出来ない(英国の ISA では PEP/Personal Equity Plan/個人持株制度からの移管が出来る)。それで、「従業員持株会と NISA を組み合わせることができれば、現役世代の資産形成を支援する有効な施策になるとともに、企業にとっても株式持合いの解消が進むなかで株主構成の安定化に寄与する。現行の枠組みのもとでは、従業員持株会が窓口となって自社株を購入するため、持株会から各会員の NISA 口座に株式を移管することができない。従業員持株会と NISA を有機的に結びつける制度改正が行われるべきだ。…(略)…株式投資は若い世代にとってなじみが薄く、従業員持株会が株式投資を始めるきっかけになっているケースが非常に多い。」(2015 年 1 月 26 日付週刊金融財政事情～URL は後述[参考ホームページ]) との意見もあり、経団連が持株会の「非課税管理勘定」に従業員の持分を受け入れる仕組みを提案・税制改正要望を行っている。

職場積立 NISA の持株に対する補完だが、DB・DC も加えて言えば、次の様な展開が予想される。「厚生年金基金(厚年基金)解散等でいったん確定給付型年金(DB)に向かい、それが DC 企業型・企業拠出に向かい職場積立 NISA が補完する中、DB と DC の間に、従業員持ち株制度(ESOP～後述)が入る」(2015 年 1 月 26 日付日本版 ISA の道 その 88 参照～URL は後述[参考ホームページ])。ESOP(信託)は「従業員持株 ESOP 信託」、「株式給付信託」、「従持信託」とも言われるもので、Employee Stock Ownership Plan の略、「イソップ」などと呼ばれているものである(2015 年 2 月 23 日付日本版 ISA の道 その 91～URL は後述[参考ホームページ])。

最後に～職場積立 NISA 拡大の鍵を握る金融機関への期待～

以上、職場積立 NISA は、9 兆円の DC 及び 16 兆円の財形、そして 5 兆円の持株を補完出来る事を示してきた。この様に、職場積立 NISA 拡大の可能性は高い。ここでその拡大の鍵を握るのが金融機関である。それは職場積立 NISA において、必要不可欠で広く期待される(*義務でもある)社員/資産形成層への金融・投資教育や商品説明、情報提供を金融機関が担う為である。

ただ職場積立 NISA は複数の金融機関と契約が締結出来る為(*ガイドラインに「事業主等が利用者に多様な選択肢を確保する観点から、事業主等が複数の NISA 取扱業者と職場積立 NISA に関する契約を締結することを妨げない」とある)、競争原理が働き、社員や企業はメリットを受ける一方、金融機関からは、先述の各種ハードルに加え、競争も強いられる事から、積極的な関与を躊躇する事もある。特に投信等天引きシステム・商品の無い金融機関である。こうなると、企業は、多くのメリットを理解しつつも、企業側自身の事務負担に加え、金融機関の積極的な関与が無い事から職場積立 NISA 導入を躊躇する事となる。

金融機関選択の問題もある。現在、投信等の天引きシステムを持っていない金融機関は口座引落し(口座振替)方式を選択するケースが多い。既に投信等の天引きシステムを持っている金融機関も、新規に参入する企業の為、口座引落し方式を併用するケースがある。口座引落し方式を使う場合だが、社員は会社の給与振込口座のある金融機関を使う可能性が高い。それは給与振込口座のない金融機関を使うと、手数料・入金等の負担・面倒や残高不足のリスクがある為だ。ここで問題は、給与振込口座のある金融機関で職場積立 NISA が出来ない場合である。この場合、社員は、A.天引きを選択する、B.給与振込を分けて職場積立 NISA 契約のある金融機関を利用する、C.給与振込口座金融機関を変更する、D.給与振込口座のない金融機関を利用する、E.職場積立 NISA をやめる、などの選択となる。A.と B.は会社によって出来ない場合がある。C.は公共料金やクレジットカード等の引き落としが多い場合に社員にとってかなりの面倒となる。D.は手数料・入金等の負担・面倒や残高不足のリスクがある。こうなると、社員は E.職場積立 NISA をやめる、と言う選択をする場合が出てきてしまう。

こうした事態を避ける為、給与振込口座を多く持つ金融機関などは、天引きも含め、ぜひ積極的な関与を検討してほしい。だが、契約だけして、継続的な金融・投資教育や情報提供を、他の金融機関任せにする事は難しい。ガイドラインに「NISA 取扱業者は、金融・投資教育を受けていない利用者から投資・拠出の申込みを受けない」とあって、実務上の取扱い(Q&A)には金融・投資教育を受けた旨の確認を行う方法の例として説明会等の参加票やアンケート、インターネット利用の閲覧履歴を使うとある(URL は後述[参考ホームページ])。ここは各金融機関自らがしっかり社員への金融・投資教育や商品説明、情報提供を行う必要がある。

金融機関にとって厳しい事とは思いますが、ここはぜひ「(金融機関の急務である新規顧客の開拓の)切り札の一つとして期待されるのが職場積立 NISA」(2016 年 1 月 25 日付週刊金融財政事情～URL は後述[参考ホームページ])であり、今後の金融機関の命運を握る資産形成層へのアプローチの良い機会であると考え、職場積立 NISA への積極的な関与をしてほしいものである。今年 2016 年には金融庁も職員向けに職場積立 NISA を導入すると言っている(2015 年 7 月 3 日付 朝日新聞朝刊～URL は後述[参考ホームページ])。

職場積立 NISA が大きく拡大、社員の資産形成が進み、企業が順調に成長、そして、金融機関のビジネスが成功する事を期待してやまない。

以上

[参考ホームページ]

2016年2月29日付ニッキン投信情報「NISA口座数と売れ筋ファンド(2015年12月末)」…
「<http://www.nikko.co.jp/toushin/backnumber/backnumber2016/20160229/>」、
2015年12月3日付日本経済新聞電子版「職場積立NISAが拡大、常陽銀は200社超と契約」…
「<http://www.nikkei.com/markets/column/funds.aspx?g=DGXMZO9456740030112015000000>」、
2016年1月29日付ニッキン「『時の話題』NISAの利用拡大、資産形成層にも浸透」…
「<https://www.nikko.co.jp/articles/show/1601280001008956>」、
2015年11月6日付日刊工業新聞「野村証券、職場積み立てNISAで大企業を開拓-専用DVD制作」…
「<http://www.nikkan.co.jp/articles/view/00363707>」、
2015年10月19日付日本経済新聞朝刊「みずほ銀、職場NISA170社導入、電通や日本電産など。」…
「<http://www.nikkei.com/article/DGXLZO92957320Y5A011C1NN7000/>」、
NISA推進・連絡協議会(事務局:日本証券業協会)「職場積立NISAに関するガイドライン、職場積立NISAに係る実務上の取扱い(Q&A)」…「http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/shokubatsumitate_nisa.html」、
2013年10月16日付日経電子版「NISA、証券界はなぜここまで本気なのか」…
「http://www.nikkei.com/markets/column/scramble.aspx?g=DGXNMSGD1604P_16102013000000」、
2016年1月25日付週刊金融財政事情…「<http://store.kinzai.jp/magazine/AZ/20161-3151.html>」、
2015年2月2日付日経ビジネス「1000兆円の資産が動く 相続で激震」…
「<http://www.nikkei.com/article/DGXMZO82486800Y5A120C1000000/>」、労働基準法第3章賃金(賃金の支払)…
「<http://www.houko.com/00/01/S22/049.HTM#s3>」、
2014年4月17日付日経電子版「給与天引きでNISA みずほ銀、職域営業で新手法 投信積み立て、まずフマキラーと」…「http://www.nikkei.com/markets/column/funds.aspx?g=DGXNMSFK15013_15042014000000」、
2014年8月25日付日本版ISAの道 その68「天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)のガイドラインが10月から適用! 確定拠出年金(DC)等と共に給与で積立投資!! 英国ワークプレイスISA(WISA)の今。」…
「<https://www.am.mufg.jp/text/140825.pdf>」、
明治安田生活福祉研究所の調査報告書「福利厚生施策の新たな方向性~より効率的・効果的な運営を目指して~ 2008年3月」…「<http://www.myilw.co.jp/life/association/index.html>」、
厚生労働省「就労条件総合調査」…「<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23c.html>」、
総務省「平成26年版 情報通信白書」…
「<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/html/nc141210.html>」、
2015年1月26日付日本版ISAの道 その88「確定拠出年金(DC)がNISAと共に拡大へ!~税制改正大綱で個人型DCが拡充、厚年基金解散加速や職域NISA(職場積立NISA)の補完で企業型DCが拡大する可能性~」…
「<https://www.am.mufg.jp/text/150126.pdf>」、
2015年11月16日付日本版ISA特別号「投資信託事情」(2015年11月号)抜粋「個人型DCの日本版IRA化と企業型DCの日本版SIMPLE IRA創設! DCでの投信保有増で投信残高底上げと株高に寄与を期待!!」…
「<https://www.am.mufg.jp/text/kam151116.pdf>」、
東証「2014年度 従業員持株会状況調査結果」…「http://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/tvdivq0000001xhe-att/employee_2014.pdf」、
2015年1月26日付週刊金融財政事情…「<http://store.kinzai.jp/magazine/AZ/20151-3104.html>」、
2015年2月23日付日本版ISAの道 その91「職場積立NISAの道~確定拠出年金(DC)や日本版ESOP(イソップ)と共に拡大が期待される~」…「<https://www.am.mufg.jp/text/150223.pdf>」、
2015年7月3日付朝日新聞朝刊…「<http://www.asahi.com/articles/DA3S11838681.html>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。